

**自動販売機設置運営のための駿東伊豆消防  
組合有施設の一般競争入札による貸付けに  
関する募集要領**

**令和6年5月**

問合せ先

沼津市寿町2番10号

**駿東伊豆消防本部消防部企画課**

電話 055(920)9119

URL <https://www.suntoizufd119.jp/>

一般競争入札による駿東伊豆消防組合有施設における自動販売機設置事業者の募集に参加される方は、この募集要領及び入札心得書を御確認の上、お申込みください。

## 1 貸し付ける物件

自動販売機を設置するために貸し付ける組合有施設は、次の表のとおりです。所在地、配置図、販売価格等の詳細については、別添の物件調書を御覧ください。

| 物件番号 | 貸付場所   | 設置台数 | 面積                 | 販売種目             | 設置場所     |
|------|--------|------|--------------------|------------------|----------|
| 1-1  | 沼津北消防署 | 1台   | 1.6 m <sup>2</sup> | 飲料（缶・ペットボトル・ビン等） | 2階(No.1) |
|      |        | 1台   | 1.6 m <sup>2</sup> | 飲料（缶・ペットボトル・ビン等） | 2階(No.2) |
| 1-2  | 沼津南消防署 | 1台   | 1.4 m <sup>2</sup> | 飲料（缶・ペットボトル・ビン等） | 2階(No.1) |
|      |        | 1台   | 1.4 m <sup>2</sup> | 飲料（缶・ペットボトル・ビン等） | 2階(No.2) |

## 2 貸付料等

### (1) 貸付料

貸付料は、売上金額に入札で決定した貸付料率を乗じて得た金額に取引に係る消費税及び地方消費税（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を加算した金額とします。

### (2) 光熱水費

賃借人は、前記(1)のほかに光熱水費の実費を毎月お支払いいただきます。

## 3 入札参加者の資格

入札心得書第3条（入札参加資格）の要件を全て満たす法人又は個人に限り、入札に参加することができます。入札参加資格をよく御確認の上、お申込みください。

## 4 契約に当たっての主な条件

### (1) 貸付契約の内容

本貸付契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づくもので、庁舎等の建物の貸付けについては借地借家法（平成3年法律第90号）第38条による定期建物賃貸借契約であり、土地の貸付けについては民法（明治29年法律

第89号) 第 601条による賃貸借契約となります。

各施設の開庁日及び時間、利用人数、売上等は、物件調書で確認してください。

(2) 貸付期間

令和6年7月1日から令和9年6月30日まで

(3) 貸付物件の用途指定

自動販売機設置運営事業の用途にのみ供さなければなりません。

(4) 禁止事項

次に掲げる行為はできません。違反した場合は、契約解除事由となります。

ア 貸付物件を自動販売機設置運営事業以外の用途で使用すること。

イ 貸付物件に工作物を設置すること。

ウ 貸付物件を第三者に転貸すること。

また、本件賃貸借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定すること。

エ 貸付物件に設置した自動販売機において、酒類又はその類似品を販売すること。

(5) 災害対応

設置する自動販売機は、災害時に自動販売機内の商品を無料で提供できる災害対応型の機種としなければなりません。

(6) 環境配慮

ノンフロンを冷媒として採用した機種、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種等の設置に努めなければなりません。

(7) 安全対策等

ア 転倒防止のため、「自動販売機の据付基準」(J I S規格)を順守した措置を講じなければなりません。

イ 自動販売機の衛生管理及び感染症対策については、関係法令を順守するとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続き等を行なわなければなりません。

(8) 使用済み容器の回収

ア 飲料を販売する自動販売機については、自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器のプラスチック製又は金属製の回収ボックスを必要数設置しなければなりません。

イ 使用済み容器については、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)等の関係法令に基づいて適切に処理するとともに、自社以外の使用済み容器が混入された場合においても、責任をもって処理しなければなりません。

(9) 自動販売機の管理運営

ア 設置事業者は、商品補充、金銭管理等を責任もって行い、自動販売機内部及び外部並びに設置場所周辺の清掃等を行わなければなりません。

イ 設置事業者に関する営業所の名称、所在地、電話番号等の連絡先を自動販売機に明確に表示し、自動販売機の故障、問合せ、苦情等について、設置事業者の責任において対応しなければなりません。

ウ 自動販売機の汚損、毀損、故障等について、原因が駿東伊豆消防組合の責めに帰すことが明らかな場合を除き、駿東伊豆消防組合はその責めを負いません。

(10) 売上報告書の提出

設置事業者は、貸付物件に係る自動販売機の売上状況を1か月ごとに取りまとめ、翌月の10日までに、駿東伊豆消防組合に売上報告書を提出しなければなりません。

(11) 実地調査等への協力義務

前記(3)及び(4)の履行状況を確認するため、駿東伊豆消防組合が利用状況等について実地調査を行うとき、又は関係資料の提出を求めたときには、設置事業者は駿東伊豆消防組合に協力しなければなりません。

(12) 貸付物件の引渡し等

貸付物件は、現況で引き渡しますので、自動販売機設置運営事業に必要な費用は設置事業者が負担するとともに、契約期間終了後は、駿東伊豆消防組合の承諾がある場合を除き、原状に回復して返還しなければなりません。

(13) その他

設置する自動販売機は、可能な限り電子マネーが利用できるものとしてください。

## 5 入札参加申込書等の受付期間、場所等

(1) 受付期間

令和6年5月7日(火)から令和6年5月20日(月)まで(ただし、土曜日、日曜日を除く。)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 受付場所

〒410-0053 沼津市寿町2番10号

駿東伊豆消防本部 消防部企画課

(3) 申込方法

本募集要領の様式による入札参加申込書及び入札心得書第4条第1項各号に示す書類を持参又は郵送により提出してください(ファックス及び電子メール等による受付は行いません)。

郵送による提出の場合は、書留郵便によって令和6年5月20日午後5時必着とします。

(4) 入札参加資格の確認等

提出された入札参加申込書等により入札参加資格の審査を行い、令和6年5月24日までに、申込人宛てに当該審査結果を通知します。

**6 入札の日時等**

この入札は、入札期間内に持参により入札書を提出していただく方法です。

(1) 入札期間

ア 令和6年5月28日から令和6年5月31日まで  
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 令和6年6月3日  
午前9時から正午まで

(2) 場 所

沼津市寿町2番10号 駿東伊豆消防本部 消防部企画課

(3) 入札保証金

入札保証金は免除します。

(4) 入札する貸付料率

売上金額に対する貸付料率（小数点以下第一位まで）を入札書に記入してください。

(5) 入札方法

ア 持参により、入札書を提出してください。

※ 本人（入札参加申込みにて、権限を支店等に委任した場合はその受任者）以外が入札書提出をする場合は、委任状（入札時用）を提出してください。

イ ファックス、電子メール及び郵送等による入札はできません。

入札は、上記5(4)の規定による入札参加資格の審査結果の通知書の写しを入札執行場所に持参し、提出してください。

ウ 入札書の提出は、本募集要領に示す入札書等の様式を使用し、入札書提出用封筒に入札書のみを入れて封かんし、提出してください。なお、入札書は物件番号ごとに作成及び封かんの上、提出してください。

エ 入札書提出後の入札の取消及び入札書記載事項の変更はできません。

**7 入札の無効**

入札心得書第8条各号に規定する入札の無効事由に該当しないよう、御注意ください。

**8 落札者の決定**

令和6年6月3日、午後1時30分に駿東伊豆消防本部3階研修室にて開札を行います。

落札者の決定は、入札心得書第10条に示すとおりです。  
開札により落札者が決定したときは、落札決定を通知します。

## 9 契約手続等

### (1) 契約の締結

落札決定の通知と一緒に送りする自動販売機設置場所賃貸借契約書により、落札決定の通知を受け取った日を起算として5日以内の契約締結となります。

契約締結は、駿東伊豆消防組合が落札された方とともに、契約書に記名及び押印したときに確定します。

### (2) 貸付料の納入

入札心得書第14条に示すとおり、納入通知書により駿東伊豆消防組合指定金融機関等で納入していただきます。

### (3) 契約保証金

契約保証金は免除します。

## 10 販売機設置の手続

既設の物件については、令和6年6月30日（日）までに撤去を行います。

賃借人は、令和6年7月1日（月）から設置場所で自動販売機設置運営事業を開始できるように準備を行ってください。